

付図1 歌別川



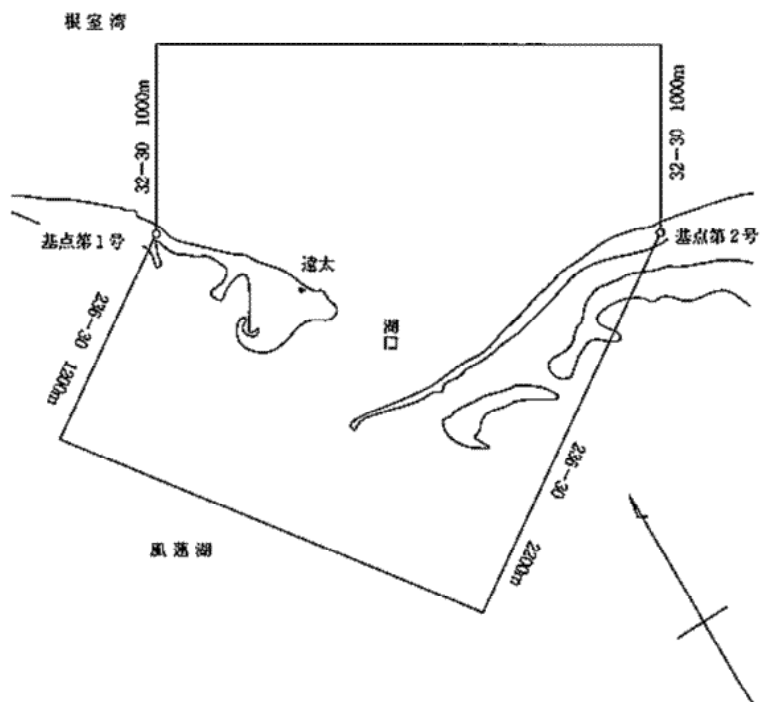
- 基点第1号 幌泉郡えりも町字歌別69番の2地先に知事が建設した標柱から、250度00分の方向へ延長した線と最大高潮時海岸線の交点
- 基点第2号 幌泉郡えりも町字歌別69番の2地先に知事が建設した標柱から、250度00分の方向へ延長した線と西防波堤の延長線との交点
- 基点第3号 北護岸・北防波堤の延長線と西防波堤との交点
- 基点第4号 北護岸基部

付図2 新釧路川



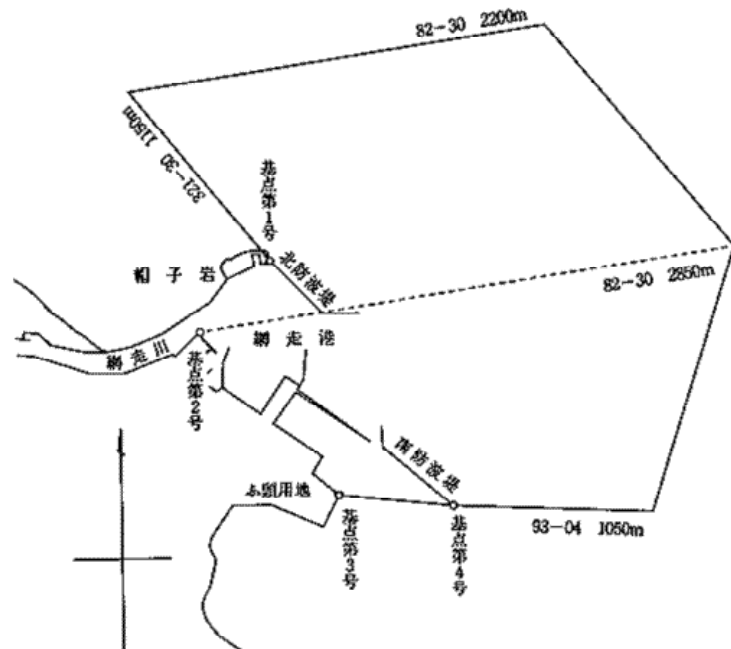
- 基点第1号 釧路港東港区西防波堤突端西側点
- 基点第2号 釧路港東港区北防波堤北端北側点
- 基点第3号 釧路港西港区南防波堤東端北側点
- 基点第4号 釧路港西港区東防波堤突端南側点

付図3 風蓮湖



- 基点第1号 国土地理院三角点遠太から327度800メートルの点
- 基点第2号 風蓮湖口右岸国土地理院水準点 (3.2)

付図4 網走川



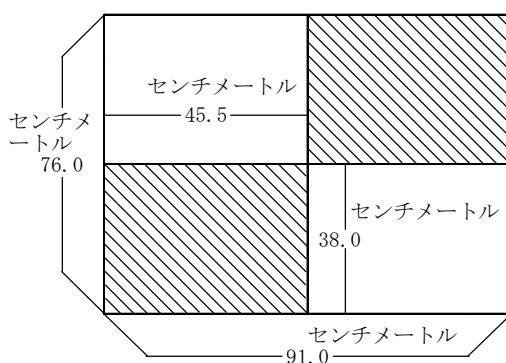
- 基点第1号 網走港北防波堤基部
- 基点第2号 網走港河口突堤灯台
- 基点第3号 網走港第3ふ頭2号岸壁と第4ふ頭1号岸壁との交点
- 基点第4号 網走港南防波堤東側屈折点

別記第1号様式（第32条関係）



- 注 1 許可番号は、図示の例により、許可証に記載されている許可番号の文字及び数字で表示すること。
- 2 文字及び数字の大きさ並びにそれらの間隔は上図の寸法以上、その太さは12ミリメートル以上でなければならない。
- 3 上図の寸法の単位は、ミリメートルとする。

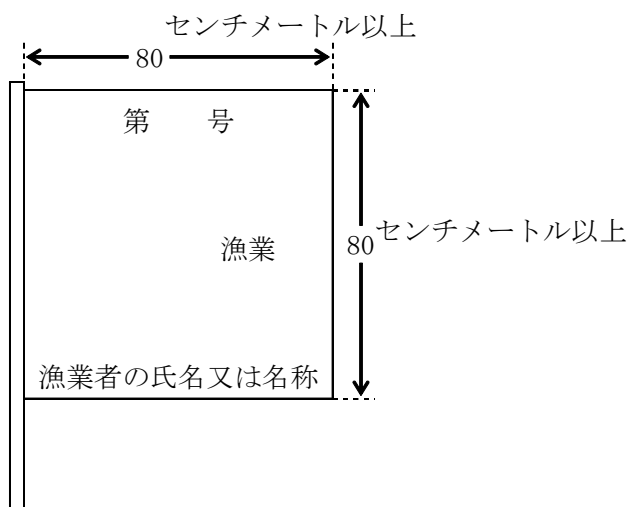
別記第2号様式（第56条関係）



注 斜線の部分は、黒色であり、その他の部分は、黄色である。

備考 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗（あなたは、すぐ停船されたい。）である。

別記第3号様式（第59条関係）



注 標識の地色は赤色であり、文字は黒色である。